

草津市の新しい介護予防・日常生活支援総合事業（案） についてご意見を募集しました

～パブリックコメントの実施結果～

平成26年度の介護保険制度の改正に伴い、本市では平成29年4月から「新しい介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」と言います。）を実施することになりました。

総合事業の実施にあたり、その考え方やサービスメニュー、基準等を取りまとめた事業実施内容（案）のパブリックコメントを実施いたしましたところ、皆様から貴重なご意見をいただきありがとうございました。

このたび、いただいたご意見とご意見に対する市の考え方をとりまとめましたので、お知らせします。

パブリックコメント実施結果の概要

- 意見の募集期間
平成28年9月1日（木）～平成28年9月30日（金）
- 意見の提出者数
3人（長寿いきがい課直接提出：1人、ファックス：1人、メール：1人）
- 意見の提出件数
8件

※ご意見とご意見に対する市の考え方は、別紙をご覧ください。

お問い合わせ先

草津市長寿いきがい課（さわやか保健センター2階）
〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号
TEL：077-561-2372
FAX：077-561-6780
メール：choju@city.kusatsu.lg.jp

パブリックコメントでの意見と市の考え方

No.	意見の要旨	市の考え方
1	<p>【サービスの利用回数を一律に週1回とすることについて】</p> <p>サービスの種類のうち、①訪問型サービスの「Ⅱ緩和した基準で行う生活援助」および「Ⅲ住民主体による支援」のサービス利用回数は、要支援認定者が一律に週1回とされているが、週に2回サービスがないと自宅での生活が難しい方の場合、2回利用することができるのか。</p> <p>また、利用回数はケアマネジメントにより判断すべきと考えます。そうしなければ、「高齢者が住み慣れた草津のまちで暮らし続けられるよう」を実現することが困難になります。</p> <p>単に上昇し続ける介護保険料を抑制するだけの施策になってしまうのではないかと考えます。</p>	<p>訪問型サービスの「Ⅱ緩和した基準で行う生活援助」および「Ⅲ住民主体による支援」のサービス利用回数は、原則1回としておりますが、ケアマネジメントに基づき、対象者の状態に応じて週2回のサービス利用も可能と考えていますことから、回数の表記を「週1回程度」と改めます。</p> <p>その他、同様の考えに基づく各種サービスについては、利用回数の表記に「程度」と追記します。</p> <p>(該当するページ：本編12・13ページ)</p>
2	<p>【サービス単価の記載について】</p> <p>サービスの利用回数および負担割合が記載されていますが、単価が記載されていません。サービス内容と利用単価の両方を提示して、市民は初めて総合事業全体を知ることになると思います。よって単価の記載が必要だと思えます。</p>	<p>サービスの単価については、サービスの需要と供給のバランスや、人員および設備基準等の緩和内容などを総合的に勘案しつつ、各種メニューに応じて設定する必要があり、今回の事業実施内容(案)では、記載しておりませんが、決定次第お知らせさせていただきます。</p>

No.	意見の要旨	市の考え方
3	<p>【サービスの名称変更について】</p> <p>今後、「Ⅰ介護予防通所介護相当サービス」がサービスの名称になるのでしょうか。</p> <p>従来の介護予防通所介護や訪問介護がなくなり、新規の利用者にとってはそれがどんなものかわからない中で、“相当”や“緩和”というのはわかりにくいと思います。</p> <p>また、総合事業の狙いは、必要な人に必要な分のサービスを提供し、専門職が必要でない人はできるだけ緩和サービスや住民主体の支援を利用してもらうことで保険料を抑えることが目的だと思いますが、“相当”“緩和”という名前だと、緩和は相当に劣る印象を受け、選んでもらいつらいのではないのでしょうか。</p> <p>可能であれば、もっと愛着もてる名称に変えてしまってもいいと思います。</p>	<p>草津市では、現行の介護保険制度から新たな総合事業への移行にあたり、多様な生活支援のニーズに応える多様なサービスメニューの創設に向けて準備を進めています。</p> <p>事業実施内容（案）では、各種サービスをどのように展開するかについて、市民の皆様にとって分かりやすくお示しするため、制度改正に伴う国のガイドラインに即し、サービス種別として「相当サービス」や「緩和サービス」と記載したところです。</p> <p>各種サービスについては、サービス名を付記します。</p> <p>（該当するページ：概要版3ページ、本編11～15ページ）</p>
4	<p>【地域支え合い体制づくりに向けた市の支援について】</p> <p>総合事業は「地域支え合いの体制づくり」を推進することで、多様な主体によるサービスや支援活動に広がり、支援を必要とする高齢者に効果的・効率的な支援に繋がり、介護保険料の抑制に繋がるものと考えます。</p> <p>しかし、現状では体制づくりはあまり進んでいるとは感じられないことから、市が積極的に体制づくりの立ち上げ支援を進める必要があると考えます。</p>	<p>草津市では、総合事業の推進にあたり「地域支え合いの体制づくり」が大変重要であり、現在推進している「地域サロン」等への参加を通じて、住民同士が日ごろから顔なじみの関係を築くことが、体制づくりの基本になると考えております。</p> <p>また、地域で安心して高齢者が暮らせるための仲間同士の助け合い活動など、地域でできる取り組みを話し合う場として、学区の医療福祉を考える会議の開催を進めているところです。</p> <p>今後も、総合事業の基本方針で定めているとおり、「地域における柔軟な支え合い活動と社会参加を促すまちづくりの促進」に向けて、引き続き取り組んでまいります。</p>

No.	意見の要旨	市の考え方
5	<p>【事業実施（案）の策定経過の情報開示について】</p> <p>総合事業の策定にあたっては、介護保険計画と同様に広く市民の意見を聴くことが重要であると考えます。今回の（案）の策定にあたって、例えば草津市あんしんいきいきプラン委員会等で協議をしている場合は、そこでの意見も併記して策定の経過を明らかにすることが必要だと考えます。</p>	<p>事業実施内容（案）については、草津市あんしんいきいきプラン委員会で協議いただいたご意見を踏まえて策定しております。</p> <p>なお、本委員会の開催については公開し、会議録を市ホームページに掲載しております。</p>
6	<p>【その他全般】</p> <p>少子高齢化がどんどん進み、介護保険料が増大する中で、これからは、高齢者が介護を必要としない期間をできるだけ延ばす、いつまでも元気で活動的な高齢者を増やす取組みが大事だと感じています。</p> <p>健幸ポイントやボランティアポイントのように、高齢者が自ら介護予防に取り組めるような仕組み・仕掛け作りを一層期待します。</p>	<p>草津市では、「健幸都市（誰もが生きがいをもち健やかで幸せに暮らせるまち）」の構築を目指し、高齢者の社会参加やいきがづくりなどの介護予防の取り組みを更に推進するとともに、健幸都市づくりに向けた様々な施策を、市民の皆様をはじめ、地域、企業、団体、大学などと一体となって進めてまいります。</p>
7	<p>【移動時の支援の拡充について】</p> <p>通院する時の交通手段が限られており、病院に行く術がなく充実を図っていただきたい。</p> <p>また、通院するためのタクシー等交通料金の負担が大きくなるので、総合事業の中で移動時等の負担軽減策を検討いただきたい。</p>	<p>草津市では、地域の支え合い活動として「地域支え合い運送支援事業」を実施する団体に対して、市社会福祉協議会を通じて支援を行っているところであり、現在のところ、総合事業の中で移動時等の新たな負担軽減策の創設は予定しておりません。</p> <p>また、タクシー利用に伴う負担軽減策としましては、重度の障害のある方や要介護3以上の高齢の方を対象に、草津市福祉タクシー利用助成事業を実施しています。</p>

No.	意見の要旨	市の考え方
8	<p>【民間救急制度の活用や介護タクシー等の整備充実】</p> <p>緊急通報システムを利用すれば、直ちに救急車で救急隊員が対応されるので、ベッドから落ちた、自力でトイレに行けない等の要請には、介護事業所が対応すべきだと思う。</p> <p>緊急通報システムを通じて、救急隊員の出勤回数が頻繁になれば、交通事故や疾病等により重篤な状態に陥った患者の緊急対応ができないことが懸念されるので、民間救急制度の活用や介護タクシーの充実整備を図ることが良いのではないかと思います。</p>	<p>緊急通報システムは、利用登録者から通報があれば、まずは受信センター（看護師）が本人の状態をお聞きし、予め登録いただいている緊急通報システム協力員が、利用者の本人宅を訪問・確認を行い、緊急出動が必要な場合には、消防署へ連絡する制度であり、利用登録者の皆様には適切に利用いただいております。</p>